

改訂第3版のポイント

これまでの見直し経過

平成17年度(初版)	受益者負担の原則のもと「使用料・手数料の基本方針」を策定
平成25年度(改訂第2版)	市外のかたとの使用料に差を設けないなどの考え方について整理



令和3年度(改訂第3版) 統一的な基準による財務書類等の情報を使用料算定に活用するなどの考え方を整理

【おもな改訂のポイント】

1. 使用料の算出にもちいる原価の対象経費に、固定資産台帳の減価償却費、退職手当引当金繰入額を算入した
2. 算出した料金と現行料金で概ね10%以上の乖離が生じているかを改定の目安とし、改定額は100円単位とした
3. 使用料において、施設を取り巻く社会状況、老朽化度合い、必要に応じて他自治体との均衡や市場性も考慮することを明文化した
4. 料金改定が使用者の過度の負担とならないよう、現行料金区分に応じた改定額の上限を設定した

基本方針の概要(改訂後)

はじめに

これまでの経緯などを記載

【おもな改訂のポイント】

使用料において、施設を取り巻く社会状況、老朽化度合い、必要に応じて他自治体との均衡や市場性も考慮することを明文化した

1. 受益者負担の原則

① 負担の公平性

施設の管理運営や各種証明書交付などのサービスを使用する人(受益者)としない人との公平性を図る

② 受益者負担と税負担

施設の設置目的や性質に合わせ、使用料として受益者が負担する割合を定める

2. 算定方法の明確化

「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とし、使用料・手数料の算定方法を明確化する

3. 定期的な見直し

社会経済状況等の変動を勘案するため、3年ごとに見直すことを原則とする

基本方針の概要(改訂後)

4. 統一的な算定方法の基本ルール

① 使用料

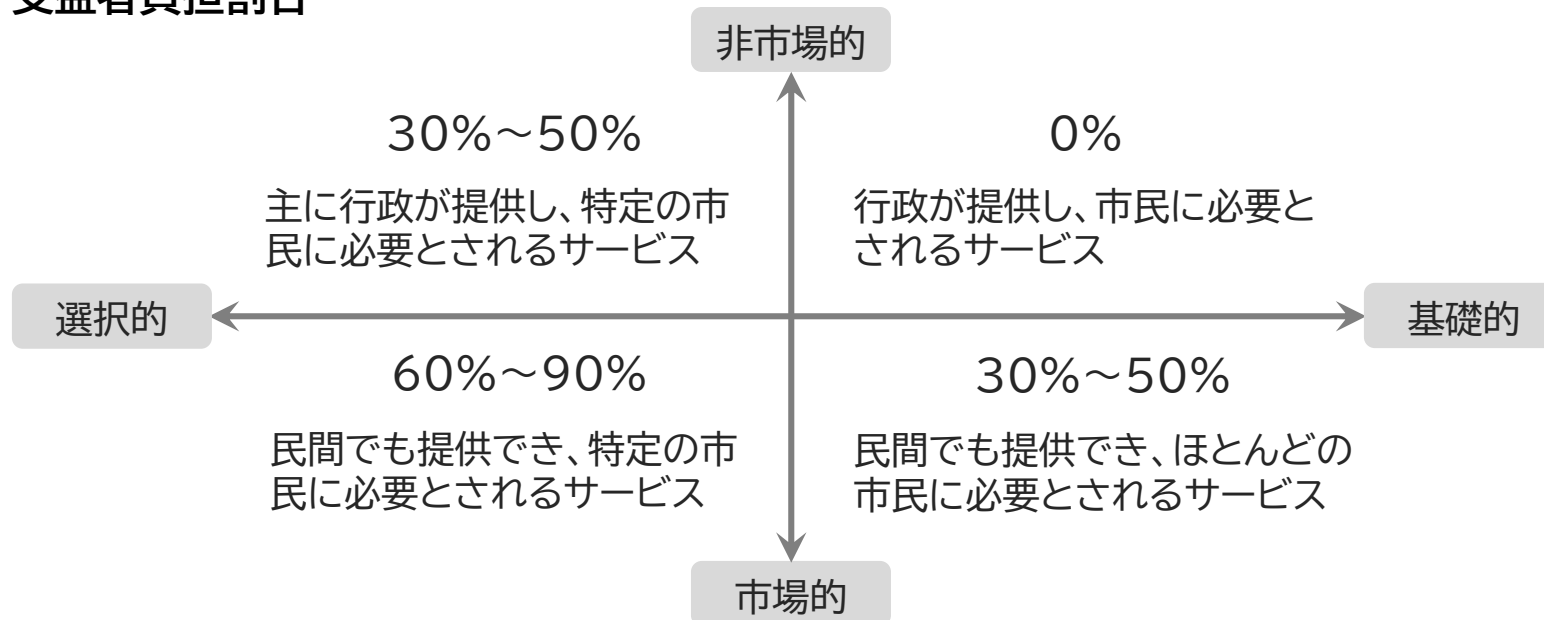
$(\text{人件費} + \text{物件費など} + \text{減価償却費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \times \text{受益者負担割合}$

【おもな改訂のポイント】
統一的な基準による財務書類等の情報を用いる

② 手数料

1件にかかる人件費 + 1件にかかる物件費

③ 受益者負担割合



基本方針の概要(改訂後)

5. 市外の方や土日の使用料の取り扱い

- 市外のかたの料金

市外のかたとの料金差は設けない（社会活動の広域化の観点から）

- 土日料金

曜日による金額差は設けない（特定曜日に著しく使用が集中していない現状から）

6. 激変緩和措置

改定が過度な負担とならないよう改定額の上限を設定（月額の使用料は個別検討可）

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

【おもな改訂のポイント】

- 算出した料金と現行料金で概ね10%以上の乖離が生じているかを改定の目安とし、改定額は100円単位とした
- 現行料金区分に応じた改定額の上限を設定した

7. 使用料免除の考え方

使用の用途により判断する